



低所得子育て世帯生活支援特別給付金

～低所得子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の支給～

食料品等の物価高騰の影響を受けた低所得の子育て世帯に対し、生活支援のため、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給します。

■対象児童(計 約2,200人)

- (1) 低所得ひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)(計 約1,300人)
- (2) 低所得ひとり親世帯以外(令和4年度支給対象者等)(計 約900人)

■支給額

児童一人当たり一律5万円

■支給方法

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者は、申請不要で口座へ振込む。
- (2) 低所得ひとり親世帯以外の令和4年度支給対象者は、申請不要で口座へ振込む。
- (3) (1)及び(2)以外の支給対象者は、申請に基づき、口座へ振り込む。

■支給時期

- (1) 支給方法の(1)及び(2) 6月下旬頃
- (2) 支給方法の(3) 随時

■予算措置

低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 118,650千円

(国庫補助金等 118,650千円)

問合せ	市民福祉部女性・子ども課 担当：島袋(しまぶくろ) 052-603-2211、0562-33-1111(内線688)
-----	--